

平成31年度萩・石見空港定住等応援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、首都圏等からの定住活動等による萩・石見空港の利用促進を図ることを目的として、萩・石見空港を離着陸する定期便及び季節運航便（以下「萩・石見空港便」という。）を利用し定住活動等を行う者に対し、萩・石見空港利用拡大促進協議会（以下「協議会」という。）が予算の範囲内で交付する萩・石見空港定住等応援助成金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住活動 下記に掲げる萩・石見空港利用拡大促進協議会幹事市町（以下「幹事市町」）に永住、又は居住することを目的とした活動のうち、定住活動支援業務を所管する、島根県及び島根県内の市町・山口県萩市・山口県阿武郡阿武町の担当部局もしくは公的機関への定住相談を伴った活動。
- (2) 就職活動 幹事市町に所在する事業所への就職を目的とする就職試験や会社説明会等への参加
- (3) 進学活動 島根県・山口県萩市・山口県阿武郡阿武町に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校及び専修学校への進学を目的とする受験や学校説明会等への参加

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、前条各号のいずれかの活動を行う者及び同行者のうち、平成31年4月1日から平成32年3月31日の間に萩・石見空港便を利用する者とする。

(助成金額等)

第4条 助成金額は、3,000円に萩・石見空港便の利用座席数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、利用座席数から除くものとする。

- (1) 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員をいう。）が、公務により利用するもの。
- (2) 無償の航空券を利用するもの。
- (3) 満3歳未満の小児が、座席を確保せず利用するもの。
- (4) 協議会が行う他の補助金又は助成金の交付を受けたもの、または受ける予定のもの。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、萩・石見空港定住等応援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に下記に掲げる書類を添えて、平成32年4月15日までに萩・石見空港利用拡大促進協議会会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。ただし、申請はいずれか一の区分に限る。

○交付申請に必要となる添付書類

活動区分	定住活動	就職活動	進学活動
全ての区分において必要となる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・萩・石見空港便の「ご搭乗案内」 紛失した場合等やむを得ない場合は「搭乗券」、「保安検査証」、ANAウェブサイトから発行した「搭乗証明書」のいずれか。		
区分に応じて必要となる書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・定住活動相談訪問の証明書（様式第2号） ※定住活動支援業務を所管する島根県及び島根県内の市町・山口県萩市・山口県阿武郡阿武町の担当部局もしくは公的機関により証明を受けたものの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職説明会、就職試験等への参加通知文書、受験票等のコピー 	<ul style="list-style-type: none"> ・進学説明会等への参加通知文書、受験票等のコピー

（交付の決定等）

第6条 会長は、前条の申請があったときは、速やかに当該内容を審査し、助成の可否を決定するとともに、当決定の内容を申請者に通知するものとする。この場合において、助成金の交付を決定したときは、当該申請者の指定する口座への助成金振込をもって、当該通知をしたものとみなす。

（交付決定の取消し等）

第7条 会長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は助成金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第8条

この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

萩・石見空港利用拡大促進協議会会長 様

(申請者) 郵便番号
 住 所
 氏 名 印
 電話番号

平成31年度萩・石見空港定住等応援助成金交付申請書兼請求書

定住等応援助成金の交付を受けたいので、平成31年度萩・石見空港定住等応援助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この活動及び萩・石見空港便搭乗については、萩・石見空港利用拡大促進協議会が行う他の補助金および助成金の交付を受けるものではありません。

また、交付の決定があった際は、下記のとおり助成金を請求し、その助成金については、下記の預金口座への振替を希望します。

記

- 1 助成申請区分 ※該当項目に○
 (定住活動助成 就職活動助成 進学活動助成)
- 2 助成金交付申請額（請求額） _____円 (3,000円×萩・石見空港便搭乗回数)

3 萩・石見空港便搭乗者

氏名	申請者との関係	搭乗年月日		搭乗便 ※該当便に○		
		往路	年 月 日	ANA575	ANA1103	ANA1147
	本人	復路	年 月 日	ANA576	ANA1104	ANA1148
同行者		(上記と同じ)				

4 添付書類

- ・萩・石見空港便のご搭乗案内等
- ・(定住活動助成の場合) 定住活動相談訪問証明書(様式第2号)
- ・(就職活動助成の場合) 就職説明会、就職試験等への参加通知文書、受験票等のコピー等
- ・(進学活動助成の場合) 進学説明会等への参加通知文書、受験票等のコピー等

5 振替口座

金融機関名			支店名							
預金項目	1 普通 2 当座 3 その他()		口座番号							
口座名義人	カナ									
	漢字									

定住活動相談訪問証明書

1 定住活動の相談で来訪された方の氏名 _____

2 来訪された日 _____年 月 日

上記のとおり定住活動に伴う相談訪問があったことを証明します。

年 月 日

住 所
団 体 名
担当者名
電話番号

印

【ご案内】

当証明書は、萩・石見空港利用拡大促進協議会が行う「萩・石見空港定住等応援助成金」のうち、「定住活動」の区分に申請する場合に必要となります。
ご不明な点については、電話 0856-23-0990 にお問い合わせください。